（母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令の一部改正に伴う経過措置）

第三条　平成三十年七月以前の月分の母子家庭高等職業訓練促進給付金及び父子家庭高等職業訓練促進給付金の支給については、なお従前の例による。

2　この政令の施行の日前に母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令第二十八条第一項の養成機関における課程を修了した者に対する母子家庭高等職業訓練修了支援給付金及び父子家庭高等職業訓練修了支援給付金の支給については、なお従前の例による。

（特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令の一部改正に伴う経過措置）

第四条　第三条の規定による改正後の特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令第五条（特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令の一部を改正する政令（昭和六十年政令第三百二十三号）附則第四条において準用する特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令第八条第三項及び第四項において準用する場合を含む。）の規定は、平成三十年八月以後の月分の特別児童扶養手当等（特別児童扶養手当、障害児福祉手当、特別障害者手当及び国民年金法等の一部を改正する法律附則第九十七条第一項の規定による福祉手当をいう。以下この条において同じ。）の支給の制限及び同月以後の月分の特別児童扶養手当等に相当する金額の返還について適用し、同年七月以前の月分の特別児童扶養手当等の支給の制限及び同月以前の月分の特別児童扶養手当等に相当する金額の返還については、なお従前の例による。

厚生労働大臣　加藤　勝信
内閣総理大臣　安倍　晋三

内閣官房令

○内閣官房令第五号

標準的な官職を定める政令（平成二十一年政令第三十号）の規定に基づき、標準的な官職を定める政令に規定する内閣官房令で定める標準的な官職等を定める内閣官房令の一部を改正する内閣官房令を次のように定める。

平成三十年七月二十七日　内閣総理大臣　安倍　晋三

標準的な官職を定める政令に規定する内閣官房令で定める標準的な官職等を定める内閣官房令の一部を改正する内閣官房令

標準的な官職を定める政令に規定する内閣官房令で定める標準的な官職等を定める内閣官房令（平成二十一年内閣府令第二号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（表一の項関係）	（表一の項関係）
第一条　［略］	**第一条**　［同上］
［2・3　略］	［2・3　同上］
4　表一の項第三欄第一号の内閣官房令で定める内閣審議官は、次の各号に掲げるとおりとする。	4　［同上］
［一・二　略］	［一・二　同上］
三　ＴＰＰ（環太平洋パートナーシップ）に関する主要閣僚会議及び幹事会に係る事務を処理し、また、ＴＰＰ協定交渉等に関する方針等の企画及び立案並びに総合調整を行うための本部に置かれ、交渉チームを統括するもの	［三　同上］
四　前号の本部に置かれ、分野別チームを統括するもの	［号を加える。］
五　［略］	四　［同上］
六　［略］	五　［同上］
七　［略］	六　［同上］
八　天皇陛下の御退位及び皇太子殿下の御即位に伴う式典の挙行に向けた諸準備に関する事務を掌理するもの	［号を加える。］
［5～7　略］	［5～7　同上］

備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

附　則

この内閣官房令は、公布の日から施行する。ただし、第一条第四項中第四号を第五号とし、第五号を第六号とし、第六号を第七号とし、同号の次に一号を加える改正規定（第四号を第五号とし、第五号を第六号とし、第六号を第七号とする部分を除く。）は、平成三十年八月一日から施行する。

省令

○財務省令第五十七号

財務省設置法（平成十一年法律第九十五号）及び財務省組織令（平成十二年政令第二百五十号）を実施するため、財務省組織規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成三十年七月二十七日　財務大臣　麻生　太郎

財務省組織規則の一部を改正する省令

財務省組織規則（平成十三年財務省令第一号）の一部を次のように改正する。

第七条の見出し中「、公庫等実地監査官、地震保険計理官及び地震保険監査官」を「及び公庫等実地監査官」に改め、同条第一項中「、公庫等実地監査官一人、地震保険計理官一人及び地震保険監査官三人以内」を「及び公庫等実地監査官一人」に改め、同条第四項及び第五項を削る。

第八条の見出し中「機構業務室」の下に「並びに地震保険計理官及び地震保険監査官」を加え、同条第一項中「機構業務室」の下に「並びに地震保険計理官一人及び地震保険監査官三人以内」を加え、同条に次の二項を加える。

4　地震保険計理官は、命を受けて、地震再保険事業及び地震再保険特別会計の経理に関する事務のうち地震保険の計理に関する事務を処理する。

5　地震保険監査官は、命を受けて、地震保険に関する法律（昭和四十一年法律第七十三号）第九条の規定に基づく監査を実施する。

第十四条第一項中「、参事官の下に、主税企画官一人を」を削り、同条第二項中「、税制第二課又は参事官」を「又は税制第二課」に改める。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。